

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【447】
2. 日時：令和5年3月31日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野火災対策室長補佐、西野火災対策室長補佐、高橋火災対策一係長、田邊火災対策二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他6名

電源事業本部 原子力設備グループ 担当副長 他2名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、火災防護に関する説明書等について、令和5年3月28日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【工事計画認可申請（補正）に係る論点整理について】

- 火災感知器配置図について、感知器の記載不足がないか確認すること。
- 火災感知器の配置を明示した図面と現場の整合性を確認すること。
- 火災感知器の配置を明示した図面について、火災感知器が3種類設置されている場所については、設置の考え方を説明すること。
- 火災感知器の配置を明示した図面について、火災感知器の位置が適切に示されているか確認すること。
- 消防法施行令第32条を適用して火災感知器を設置しないとしている場所について、原子炉等規制法等の要求を踏まえ、感知器を設置しな

い技術的な考え方を説明すること。また、これらの場所を、火災感知器の選定及び設置の設計フローの「火災感知器を設置しない設計 (A)」に統合する場合は、既許可の説明を具体化したものとして、火災の感知及び消火に影響がないことを整理して説明すること。

- 1種類の火災感知器を選定する場合のフローを明確にし、説明すること。
- 火災感知器を1種類のみ設置する場合について、火災感知器の選定の考え方を説明すること。
- 消防法施行規則第23条4項どおりにならない環境条件(表中、A～C)等を示した表について、異なる2種類の火災感知器を設置する場合と1種類の火災感知器のみ設置する場合を分けて、それらの設置場所を示すこと。また、表に記載した場所については、すべての場所を1か所ずつ、設置環境や設置の妥当性についてわかるよう説明すること。
- 海水ポンプエリアの火災の監視範囲を示した図について、監視範囲に死角がないことがわかるように説明の仕方を工夫すること。
- 原子炉建物オペレーティングフロアの給気口の位置及び空気の流れを補足した上で、消防法施行規則第23条4項と比較して、火災の感知性能が同等であることを説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

なし